

## 市第30号議案

## 道路用の土地の取得

次のように、環状2号線ほか2路線の道路用の土地を買い入れる

。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

## 土地の表示

所	在	地積	単価	金額
環状2号線の 一部	神奈川県三枚町字西ノ脇3番の7の一部、7番の1、8番の1、10番の4、12番の1の一部、15番の2の一部、17番の1の一部、19番の1の一部、19番の6の一部及び40番の5の一部、同町字八反町205番の1の一部、205番の6、205番の7、211番の1、219番の3の一部、248番の8の一部、248番の9の一部、248番の13、248番の14の一部、248番の15、248番の16及び249番の4、同町字帷子坂281番の11の一部、281番の12、281番の13及び294番の4の一部並びに同町字天屋446番の1の一部 神奈川県菅田町字根廻2,946番の1 保土ヶ谷区川島町字前耕地351番の5、352番の6、352番の7、352番の9、352番の10、373番の5の一部、378番の3、379番の一部、380番の1の一部及び380番の4、同町字向台657番の3の一部、657番の31の一部、661番の22、673番の2、673番の3の一部、673番の4の一部、674番の2、674番の	m <sup>2</sup>	円	円

<p>14、674番の17の一部、674番の19、674番の20の一部、674番の21の一部、674番の22、674番の23、674番の25の一部、674番の33から674番の35まで、674番の37、674番の39から674番の44まで、674番の46、674番の48、674番の49、674番の53、683番の2の一部、683番の25、683番の26、683番の27の一部、683番の28、683番の29の一部、683番の31、683番の42、732番の1、732番の4、732番の5の一部、733番、734番の27から734番の29まで、751番の10、756番の3、757番の1、769番の2、769番の3、771番の一部、773番の2、773番の7、776番、777番の一部、784番の2の一部、785番の2の一部、791番の2、792番の2、792番の4の一部、793番の1の一部、793番の2の一部、793番の9の一部及び794番の4の一部、同町字南原795番の2の一部並びに同町字西原1,539番の1の一部、1,539番の14の一部、1,539番の25の一部、1,539番の28の一部、1,539番の49の一部、1,551番の2の一部及び1,551番の20の一部</p>	<p>17,932.18</p>	<p>699,930</p>	<p>31,998,524,062</p>
<p>保土ヶ谷区東川島町3番の22の一部、5番の7の一部、5番の23の一部、5番の47の一部、5番の48の一部、5番の49の一部、7番の2の一部、7番の9の一部、7番の50、7番の52の一部、7番の54の一部、7番の68の一部、20番の1の一部、20番の54、21番の10の一部、21番の11の一部及び21番の26</p>			

	旭区市沢町字馬場崎166番の1、166番の8の一部、166番の11、166番の12及び252番の1	
	港北区鳥山町字砂田450番の1及び459番の1	
環状4号線の 一部	泉区和泉町字赤坂1,009番の5及び同町字中ノ宮3,270番の3	
	泉区上飯田町字加藤畑ケ278番の7及び282番の4並びに同町字中島3,489番の4、3,490番の4、3,490番の6、3,490番の7及び3,490番の12	
	泉区下飯田町字大原1,580番	
	瀬谷区下瀬谷一丁目14番の16、15番の2から15番の17まで、29番の15、29番の17、29番の18、29番の20、29番の21、29番の24、29番の26、29番の28、29番の29、31番の15、32番の20から32番の23まで、41番の10及び41番の12	
	瀬谷区下瀬谷二丁目1番の13、9番の9、9番の10、9番の12、9番の13、11番の7、11番の8、13番の45、14番の14、14番の23の一部、15番の27、15番の28、15番の32から15番の34まで、15番の36、15番の38、15番の48、15番の50、18番の28から18番の32まで、18番の38、18番の39、20番の13、49番の1、49番の4、49番の10、49番の12の一部、50番の5、50番の8、50番の9、50番の11、50番の12、50番の14から50番の16まで、51番の9、51番の29から51番の31まで、51番の43から51番の47まで、52番の1、52番の11、9,346番の2及び9,347番の6	24,337.46

	瀬谷区橋戸二丁目 5 番の11、5 番の12、10番の32、12番の6 から12番の10まで、12番の29、12番の30、12番の44から12番の47まで、14番の22、15番の32、16番の7、19番の1、26番の22、27番の26、28番の11、29番の13、31番の29から31番の31まで及び36番の8 瀬谷区本郷二丁目 1 番の10、1 番の11の一部及び1 番の33の一部 瀬谷区本郷三丁目15番の9、15番の15、16番の7の一部、16番の8及び16番の9 瀬谷区南瀬谷二丁目35番の7及び36番の3		
権太坂和泉線の一部	泉区和泉町5, 867番の18、5, 876番の16、5, 877番の1 及び5, 877番の12並びに同町字横根5, 997番の3及び5, 998番の19 泉区弥生台7 番の17、7 番の21、7 番の23及び7 番の28	3, 447. 10	
合 計		45, 716. 74	

### 提 案 理 由

環状 2 号線ほか 2 路線の道路用の土地を取得したいので、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。



